

平成29年度（10月） 第7回浜北区協議会 次第

日時：平成29年10月12日（木）午後1時30分から

会場：浜北区役所 大会議室（なゆた・浜北3階）

1 開 会

2 議 事

(1) 諮問事項に対する答申

平成30年度浜北区役所費の予算要求の概要について

**【資料1】**

(2) 協議事項

ア 平成29年度浜北区地域力向上事業の提案について

**【資料2】**

イ 「浜松市のみちづくり計画」基本方針（案）のパブリックコメントの  
実施について

**【資料3】 ※当日配布**

(3) 報告事項

第2種協働センターを核とした地域課題解決事業について **【資料4】 ※当日配布**

3 その他

(1) その他

(2) 次回開催日程について

4 閉 会

# 資料 1

第 10 号様式

第 号

平成 29 年 10 月 日

(あて先) 浜松市長

浜北区協議会

会 長 川上 正芳 印

## 諮問事項に対する答申について

平成 29 年 9 月 21 日付け浜市協第 121-1 号で当協議会に対して諮問のあったことについて、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第 11 条第 1 項から第 3 項の規定に基づき審議した結果、下記のとおり答申します。

## 記

- 1 答申内容 別紙第 11 号様式のとおり

# (案)

第11号様式

諮問事項に対する答申書

浜北区協議会

件名	平成30年度浜北区役所費予算要求の概要について
諮問内容	平成30年度浜北区役所費の予算要求の概要について区協議会に諮問するもの。
答申	諮問内容について審議の結果、適切であると認めます。
備考	

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	平成 30 年度浜北区役所費予算要求の概要について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	平成 30 年度浜松市予算の編成に関して、浜北区役所費の予算要求を行う。				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	平成 30 年度浜北区役所費の予算要求の概要について諮問するもの。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	答申 平成 29 年 10 月				
担当課	浜北区振興課	担当者	藤本 正明	電話	5 8 5 - 1 1 4 1

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	平成29年度浜北区地域力向上事業の提案について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p><b>【趣旨】</b> 地域力向上事業実施要綱第8条に基づき、浜北区役所に提案された地域力向上事業・助成事業の採択に当たって、浜北区協議会に意見を求める。</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>地域力向上事業実施要綱 (実施予定事業の決定) 第8条 市長は、助成事業の採択に当たっては、区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書により通知するものとする。</p> </div>				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	<p>平成29年度の地域力向上事業・助成事業は、平成29年1月から募集を開始した(4月から二次募集中)。今回は9月に提出された提案について、区行政推進会議で審議したものを提出する。</p> <p>提案    1件 採用    1件 不採用 0件</p> <p>※詳細は別紙のとおり</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	市長は、浜北区協議会の意見を踏まえて、地域力向上事業・助成事業を決定する。				
担当課	浜北区・区振興課	担当者	藤本 正明	電話	585-1141

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

# 平成29年度地域力向上事業提案内容

(単位:円)

## ■助成事業

予算額	既申請額	今回補助額	残額
3,700,000	2,313,000	1,434,000	-47,000

既に終了した事業の執行残を活用

No.	提案事業名	提案者	事業の目的・効果	提案内容	概算事業費(円)	予算内容(金額:円)	補助金額(希望額)(円)	継続事業	行政推進会議検討結果
8	浜北副都心にぎわいづくり事業 (1回目)	浜北副都心にぎわい創出隊	<p>【目的】 なゆた・浜北、プレ葉ウォーク、浜北文化センターには、人が集まっているが、その周辺を回遊する人はあまり見られない。この地域に活気ある街づくりを行い、浜北副都心のにぎわいを創出する。</p> <p>【効果】 浜北副都心エリア全体の活性化を図り、人々の心を豊かにする。また、多くの人々が楽しい時間を過ごせる街を形作ることができる。</p>	<p>内容</p> <p>○調査事業 商店の個別訪問による、後継者の有無、今後の事業展開を調査し、その調査結果を基に、専門家を招いて検討会を行い、後継者のいない賃貸可能店舗への出店希望者とのマッチングなど魅力的な個店の創出を行う。</p> <p>○マップ作成事業 商店や公共施設を掲載した「サーキットモール編」飲食関係のみを掲載した「ランチ、ほろよい編」2種類の回遊マップを作成し、核店舗や公共施設、遠州鉄道の各駅などへ配布を依頼し、広く周知する。</p>	2,868,000	<p>主なものは次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報償費 (324,000円)</li> <li>・印刷費 (978,000円)</li> <li>・調査委託費 (1,512,000円)</li> </ul>	1,434,000		<p>・大型ショッピングセンターと商店街を結び、特定エリアの中で回遊性を高める今回の取り組みは、空き店舗の再利用だけでなく、将来の空き店舗予測も可能とするものであり、街の活性化実現に向け、新たな可能性を感じさせる。</p> <p>・全国的にまちの商店街がさびれていくなかで、浜北の核となる施設をキーとして、まちが活性化していくことにつながってほしい。</p> <p>・調査・検討会等により、商店街の若返り、にぎわいの創出につながることに期待する。</p> <p>・本事業を通して、遠鉄浜北駅・なゆた浜北からプレ葉ウォークまでの浜北副都心中心部における楽しみながら歩いて回遊できるモール街としての魅力が発信され、より多くの人でにぎわい、浜北副都心エリア全体の活性化に繋がることに期待する。</p> <p>・サーキットモールがうまく機能するために、プレ葉と住み分けができるような独自性を持ったモールの提案をしてほしい。</p>
				<p>時期</p> <p>平成29年11月1日(水)～平成30年2月28日(水)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金 (1,434,000円)</li> <li>・協賛金 (1,434,000円)</li> </ul>			
				<p>場所</p> <p>浜北区貴布祢周辺(なゆた・浜北～プレ葉ウォーク)</p>					<p>担当課: 区振興課</p>

## 区 協 議 会

区 分	□ 諮問事項      ■ 協議事項      □ 報告事項				
件 名	「浜松市のみちづくり計画」基本方針(案)のパブリックコメント実施について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○パブリックコメントの実施について</p> <p><b>【目 的】</b> 上記件名の策定に当たり、パブリックコメント制度を利用し、広く市民の意見を聞き、計画に反映していくもの。</p> <p><b>【実施期間】</b>平成 29 年 10 月 20 日 (金) ～11 月 20 日 (月) まで</p> <p><b>【計画策定の背景・経緯】</b> 「浜松市のみちづくり計画」は、本市の道路行政の指針として平成 19 年度に策定し、平成 28 年度に計画期間の満了を迎えたことから、次期 10 箇年 (平成 29 年度から平成 38 年度まで) 計画として、基本理念、基本方針及び代表的な道路整備等の事業を策定するもの。</p>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>○計画内容要旨</p> <p>①人口減少や少子高齢社会の進展、老朽化する道路施設、発生が懸念される南海トラフ巨大地震や頻発する局地的豪雨など、道路を取り巻く環境が変化。</p> <p>②道路の観点で産業や観光の発展を支え、長く持続可能な都市の形成を図るため、既存道路を“かしこくつかう”、真に必要な道路を“つくる”ことが必要。</p> <p>③多くの道路施設を有し、計画的に維持・修繕等を行い、大規模自然災害や、痛ましい交通事故から市民を守り、安全・安心で住みよい街を“まもる”の観点で考えることが必要。</p> <p>上記①、②、③等の浜松市の現状・特徴・課題等を踏まえ、みちづくり (つくる・つかう・まもる) に関する基本理念、基本方針を設定し、代表的な道路整備等の事業を道路整備プログラムとして定めた。</p> <p><b>【基本理念】</b> ・安全・安心な暮らしを支え、地域の活力・魅力をはぐくむみちづくり</p> <p><b>【基本方針】</b> ・拠点間を移動しやすいみちづくり ・にぎわい・魅力を高めるみちづくり ・安全・安心なみちづくり ・災害に強いみちづくり ・道路施設の適切な維持管理</p> <p><b>【道路整備プログラム】</b> ・代表的な道路整備等の事業を掲げる。</p>				
備 考 (答申・協議結果 を得たい時期、今 後の予定など)					
担当課	道路企画課	担当者	加藤 貞仁	電話	457-2427

# 浜松市のみちづくり計画（概要）

## 区協議会 説明資料

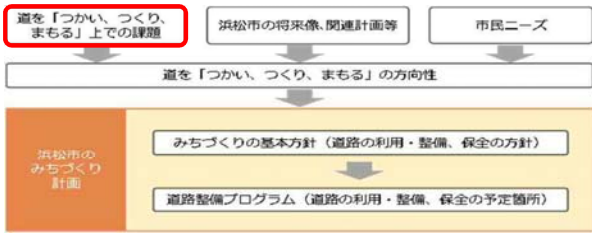
---

土木部道路企画課

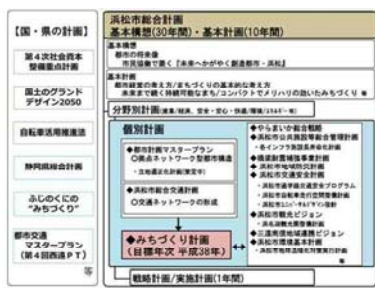


# 次期みちづくり計画（計画年次：H29～H38）の策定について（1）

## ■計画の構成



## ■本計画の位置付け（上位計画との関係性）



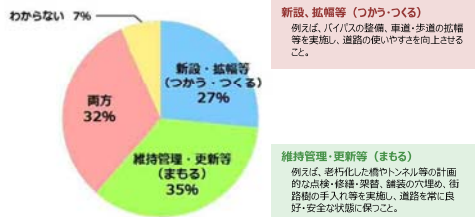
## ■都市計画マスタープラン



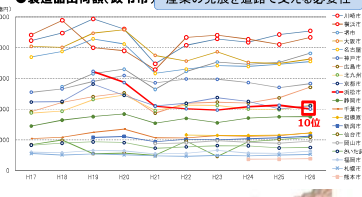
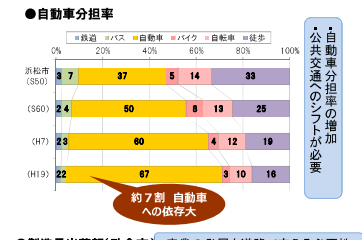
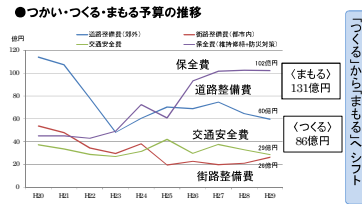
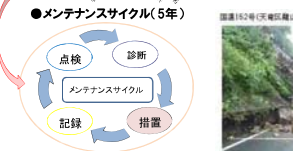
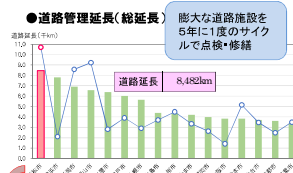
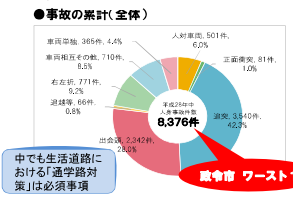
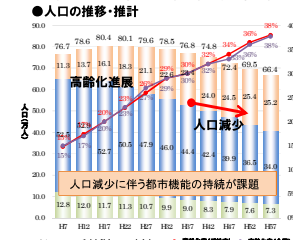
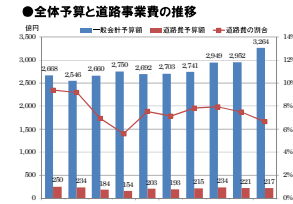
## ■市民ニーズの把握（市民アンケート結果より）

これからの道路整備の方向性として、「つかう・つくる」よりも「まもる」を重視すべきとの意見がやや多くみられます。新設、拡幅等の面では、渋滞のない道路や、歩行者や自転車が安全・快適に通行できる道路が求められています。維持管理、更新等では、走行や歩行の安全性・快適性の維持や路面の異常・障害に起因する事故の防止等、身近な道路の維持管理が求められています。

＜これからの道路整備の方向性について、重視すべきと思うもの＞



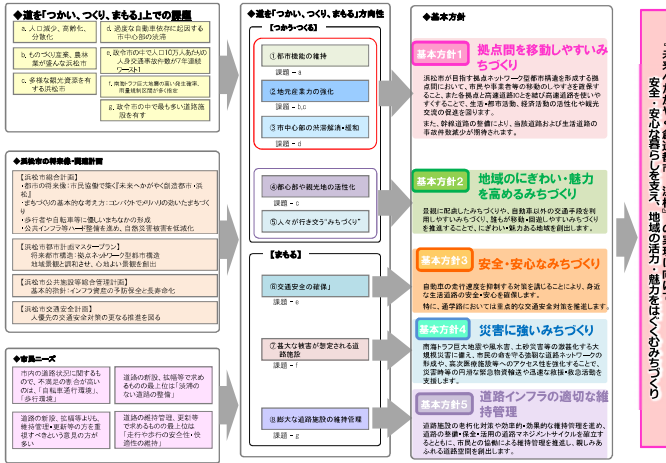
## ■道を「つかい、つくり、まもる」の課題



# 次期みちづくり計画（計画年次：H29～H38）の策定について（2）

## 「みちづくりの基本方針」の設定

●「課題」、「上位計画」、「市民ニーズ」を踏まえ、方向性を導いた上で、5つの基本方針を設定します。



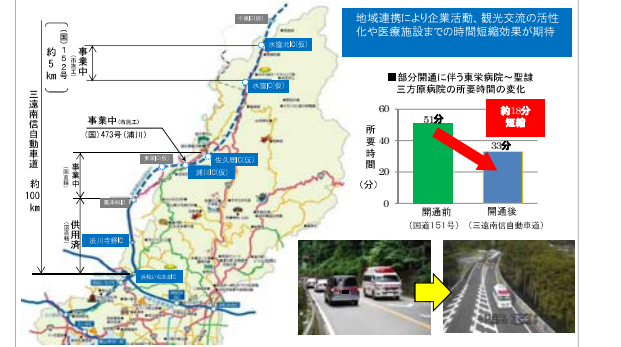
## 道路整備プログラム

### 基本方針1：「拠点間を移動しやすいみちづくり」 事業予定箇所の代表事業

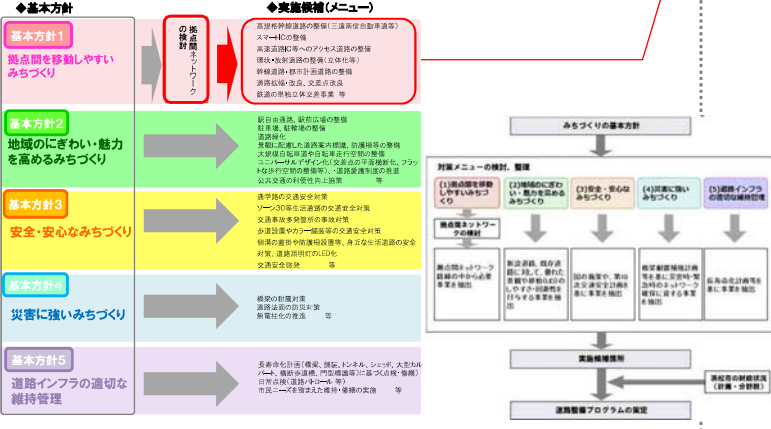
- ・拠点ネットワーク構築
- ・高規格幹線道路（高速道路）
- ・高速道路ICアクセス（国道直轄事業アクセス含む）
- ・工業団地等アクセス
- ・幹線道路（国県道・市道・街路）及び幹線道路を補完する道路
- ・事業費が約5億円以上の事業

### 基本方針1：「拠点間を移動しやすいみちづくり」

#### ◆高規格幹線道路及びICアクセス道路における整備促進



## 道路整備プログラムの設定



### ◆工業団地へのアクセス道路における整備促進



# 次期みちづくり計画（計画年次：H29～H38）の策定について（3）

## 基本方針1：「拠点間を移動しやすいみちづくり」 拠点ネットワークの考え方

### ◆道を「つかい、つくる」の方向性

- ①都市機能の維持  
人口減少社会への対応
- ②地元産業力の強化  
産業・観光の発展
- ③市中心部の渋滞解消・緩和  
渋滞解消・緩和 → 幹線道路事故削減

**基本方針1**  
拠点間を移動しやすい  
みちづくり

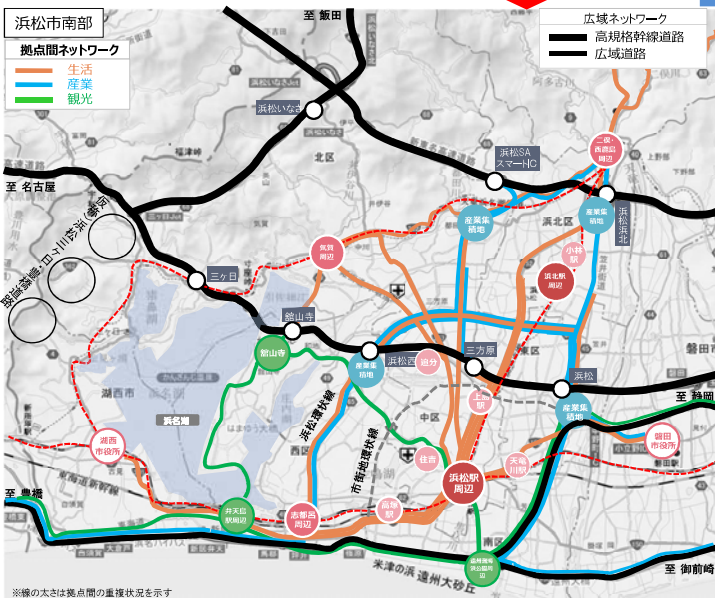
拠点間ネットワーク  
の検討

### ◆実施候補(メニュー)

- 高規格幹線道路の整備(三遠南信自動車道等)
- スマートICの整備
- 高速道路IC等へのアクセス道路の整備
- 環状・放射道路の整備(立体化等)
- 幹線道路・都市計画道路の整備
- 道路幅員・改良、交差点改良
- 鉄道の単独立体交差事業 等

### 財政状況を考慮

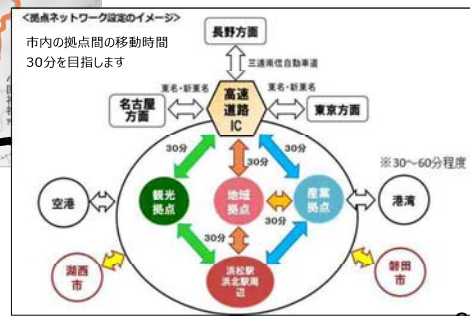
- 道路整備プログラム路線を設定（道路・街路整備）
- 拠点間ネットワークの道路を、10年間（H29～H38）で優先的に整備します。



※拠点の設定は、「都市計画マスタープラン」、「立地適正化計画」で設定された拠点と整合します。  
※市中心部への自動車交通集中の分散化においては、環状道路（内環状・市街地環状）の機能が重要であり、拠点間道路だけでなく整備・検討を行います。

※線の太さは拠点間の重複状況を示す

- 拠点間の道路の結び方について
- ・相互に関連する拠点を円滑に結ぶ
- ・産業輸送・観光輸送等の広域連携（ICと市内拠点、空港と市内拠点等）



# 浜松市のみちづくり計画(案)

## に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



### 1. 「浜松市のみちづくり計画（案）」とは

「浜松市のみちづくり計画」は、本市の道路行政の指針として平成19年度から平成28年度までの10箇年計画として策定し、本考えに基づき事業を進めて参りました。本計画は、平成29年度から平成38年度までの次期10箇年の浜松市の道路行政の指針として、みちづくりに関する基本理念、基本方針を設定し、方針から導き出される代表的な道路整備等の事業を道路整備プログラムとして策定していくものです。

### 2. 案の公表期間及び意見募集期間

平成29年10月20日（金）～平成29年11月20日（月）

### 3. 案の公表先

道路企画課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布

浜松市ホームページ（<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

### 4. 意見の提出方法

意見書には、**住所、氏名または団体名、電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	道路企画課（市役所本館4階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 （最終日の消印有効）	〒430-8021 浜松市中区元城町103-2 道路企画課あて
③電子メール	<a href="mailto:dourokikaku1@city.hamamatsu.shizuoka.jp">dourokikaku1@city.hamamatsu.shizuoka.jp</a>
④FAX	053-3737-0045（道路企画課）

### 5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、平成30年2月（予定）に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

### 6. 問い合わせ先

土木部道路企画課（TEL 053-457-2427）

## パブリック・コメント実施案件の概要

<b>案件名</b>	浜松市のみちづくり計画（案）
<b>趣旨・目的</b>	<p>・浜松市のみちづくり計画は、本市の道路行政の指針として平成 19 年度に策定し、平成 28 年度に計画期間の満了を迎えたことから、次期 10 箇年（平成 29 年度から平成 38 年度まで）計画として、基本理念、基本方針及びそれらから導かれる代表的な道路整備等の事業を策定する。</p>
<b>策定（見直し）に至った背景・経緯</b>	<p>人口減少や少子高齢社会の進展、老朽化する道路施設、高い確率で発生が懸念される南海トラフ巨大地震の発生や頻発する局地的豪雨など、道路を取り巻く環境が変化している。</p> <p>こういった状況の中で、本市のみちづくりの基本的な考え方や都市経営の考え方等で示す、「コンパクトでメリハリの効いたまちづくり」「未来まで続く持続可能なまちづくり」等の実現に向け、みちづくりを捉え、方針を示す必要がある。</p>
<b>立案した際の 実施機関の考え方 及び論点</b>	<p>・みちづくりの観点で、長く持続可能な都市の形成を図るため、産業や観光の発展を支えるため、既存道路を“かしこくつかう”こと、真に必要な道路を“つくる”ことが必要。</p> <p>・道路施設を計画的に、確実に維持・修繕等し、大規模自然災害や、痛ましい交通事故から市民を守り、安全・安心で住みやすい街を“まもる”ことが必要。</p> <p>上記の必要性と本市の特徴及び課題等を踏まえ、みちづくり（つくる・つかう・まもる）に関する基本理念、5つの基本方針を設定することで、本市のみちづくりの考え方を明らかにし、それらから導かれる代表的な道路整備等の事業を道路整備プログラムとして定めていく。</p>
<b>案のポイント （見直し事項など）</b>	<p><b>【基本方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点間を移動しやすいみちづくり</li> <li>・にぎわい・魅力を高めるみちづくり</li> <li>・安全・安心なみちづくり</li> <li>・災害に強いみちづくり</li> <li>・道路施設の適切な維持管理</li> </ul> <p><b>【基本理念】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全安心な暮らしを支え、地域の活力魅力をはぐくむみちづくり</li> </ul> <p><b>【道路整備プログラム】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表的な道路整備等の事業を掲げる。</li> </ul>
<b>関係法令・ 上位計画など</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浜松市総合計画   ・浜松市都市計画マスタープラン</li> <li>・浜松市公共施設等総合管理計画   ・浜松市総合交通計画</li> <li>・浜松市立地適正化計画の基本方針</li> <li>・第10次浜松市交通安全計画   など</li> </ul>

<b>計画・条例等の 策定スケジュール (予定)</b>	平成29年10月20日(金)～平成29年11月20日(月) 案の公表・意見募集 平成29年12月 案の修正、市の考え方の作成 平成30年 2月 意見募集結果および市の考え方を公表 平成30年 3月 最終案報告
--------------------------------------	--

# パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

ご住所 (所在地)	
お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市のみちづくり計画 (案)
意見募集期間	平成29年10月20日 (金) ～平成29年11月20日 (月)
意見欄	

- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 道路企画課あて

住所 : 〒430-8052 浜松市中区元城町103-2

FAX : 050-3737-0045

E-mail : [dourokikaku1@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:dourokikaku1@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

## ～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

### <書き方例>

- ・ ●ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ・ ●ページの「△△△△」については、「■■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ・ ●ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ・ ●ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名  
家康くん



皆さんからの  
ご意見を  
お待ちしております  
おるのじゃ！

©浜松市





第9号様式

## 区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	第2種協働センターを核とした地域課題解決事業について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	「第2種協働センターを核とした地域課題解決事業」について、尾野地区において地域の歴史的資源を掘り起こし紹介する「尾野の今昔文化祭」として事業実施することとなったので報告する。				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	別紙のとおり				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	浜北区・まちづくり推進課	担当者	大林 克彦	電話	585-1151

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

## 第2種協働センターを核とした地域課題解決事業について

浜北区・まちづくり推進課

1 事業名 尾野の今昔文化祭

2 目的

浜北区尾野地区には、高根神社や金刀比羅神社等古い寺社をはじめ多くの古跡が残されている。また、自治会や町内会、各家庭には多くの古文書や古地図、写真、古道具が保存されているが、地域住民の目に触れる機会が無いため、これら資料に解説文等を付け加えたものを展示し、多くの住民が見学する機会を設ける事で郷土愛や地域コミュニケーションの向上を図る。

3 日時 平成29年11月

4 場所 尾野公民館

5 事業内容

(1)資料の作成及び展示

- ・尾野地区の古跡を紹介した写真や解説文の作成及び展示
- ・自治会や町内会、各家庭に保存された古文書や古地図等の展示

(2)資料の作成・配付

- ・尾野の古跡や歴史年表、明示初期の世帯名簿、人口の変動等の資料を印刷し、尾野地区全戸に配布する。

6 事業効果

同日に開催される赤佐地区文化祭会場の一面に会場を設営することで多くの住民に尾野の歴史や文化を紹介する事ができ、資料を各戸配布する事で、住民が地区の歴史・文化を改めて知る機会となる。